

土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定について

平成25年度に福岡市全区内において、土砂災害防止法に基づく「警戒区域」・「特別警戒区域」が指定されました。

土砂災害防止法とは？

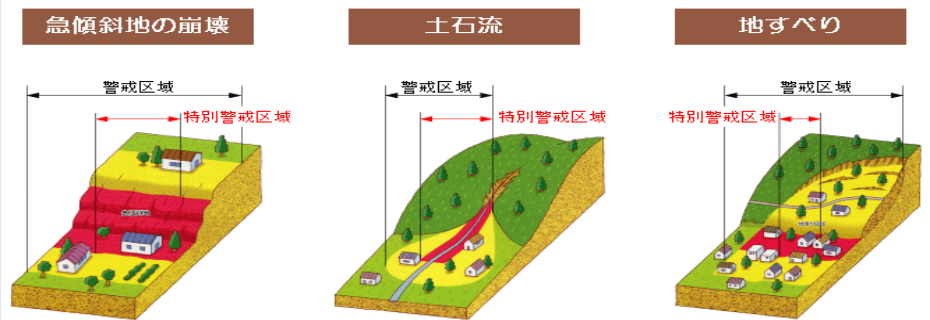
- 土砂災害から国民の生命を守るためのソフト対策（土木工事によらない対策）を推進
- 土砂災害の恐れのある区域を指定（県が基礎調査を実施、調査結果に基づき知事が指定）
 - ・警戒区域（イエローゾーン）・・・土砂災害の恐れのある区域
 - ・特別警戒区域（レッドゾーン）・・・建築物が損壊し住民に著しい危害が生じる恐れのある区域
- 特別警戒区域（レッドゾーン）では、特定の開発行為を制限、建築物の構造方法に規制

土砂災害の種類と警戒区域等のイメージ

■対象の土砂災害は3種類

- ①急傾斜地の崩壊
- ②土石流
- ③地すべり

■警戒区域（黄色）の中央部に特別警戒区域（赤色）がある



警戒区域・特別警戒区域に指定されると？

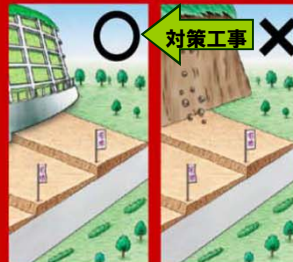
警戒区域では



警戒避難体制の整備

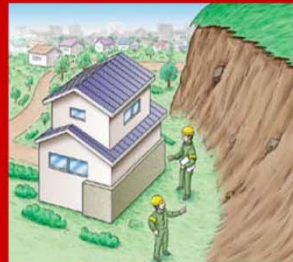
・情報伝達、避難経路・避難場所の整備、ハザードマップ作成 など【市町村】

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

販売用の住宅、社会福祉施設、病院等を建築するための開発行為には知事の許可が必要。【都道府県】



建築物の構造規制

建築物は、土石等の衝撃に対して安全な構造であることの確認が必要【建築主事を置く地方公共団体】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、知事は移転等の勧告ができます。【都道府県】

区域指定までの流れ

- ① 基礎調査（県が実施）・・・ 航空地図や現地での調査を実施し、警戒区域等を設定
- ② 調査結果通知（県から市へ）・・・ 市は必要に応じて住民の意見を集約し、県へ意見提出
- ③ 区域指定の公示（県が実施）・・・ 平成25年度に、区単位で順次指定済み（全区指定完了）
- ④ 警戒避難態勢の整備等（市が実施）・・・ 担当は市民局

特別警戒区域内での建築にかかる取り扱いについて (レッドゾーン)

特定開発行為の許可について

特定開発行為の許可制度は、特別警戒区域における土砂災害に対する安全性の確保を開発段階から図ろうとするものです。

Q レッドゾーンで都市計画法の開発許可はできるのか。

→ 自己の居住や自己の業務以外の目的で行う開発許可は、レッドゾーンを含むことはできません。

Q 特定開発行為の許可と都市計画法の開発許可との関係は？

→ 双方の許可が必要な場合は、それぞれの担当部署との連絡調整が必要です。

建築物の構造規制について

居室を有する建築物の確認申請では、建築基準法施行令第80条の3に適合することを示す図書を確認申請書に添付する必要があります。

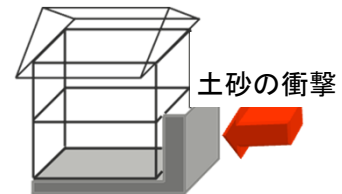
Q 構造設計に必要な土石等の数値はどこで確認できますか？ → 公示図書や福岡県砂防課のHPで確認できます。詳しくは福岡市建築審査課または福岡県砂防課にお尋ね下さい。

Q レッドゾーンと市条例第5条（がけ条例）の関係は？

→ レッドゾーンでは、がけ条例は適用されません。

Q 4号建築物は、構造設計図書の添付は必要ですか？

→ 不要です。ただし申請内容によっては求める場合もあります。



その他のQ&A

Q 区域指定のスケジュールはどうなっていますか？

→ 平成25年度に福岡市全区指定済みです。詳しくは市民局防災・危機管理課にお尋ね下さい。

Q レッドゾーンなどの指定範囲はどこで閲覧できますか？

→ 市民局防災・危機管理課、住宅都市局建築指導部窓口、各区役所総務課で指定範囲を公示図書により確認できます。

Q レッドゾーンなどの情報が、建築指導部内設置の案内システムへ反映されるのはいつですか？

→ 平成26年度より福岡市全区について、関連規制情報として提供しています。

《問い合わせ先》

お問い合わせの内容	担当部署	TEL
●基礎調査、特定開発行為等の許可、 区域の指定手続き、区域の確認、区域の解除、 構造設計に必要な土石等の数値の技術基準・確認	福岡県 県土整備部 砂防課	092-643-3679
●指定スケジュール、ハザードマップ、公示図書の閲覧 警戒避難態勢の整備（警報、避難路、避難場所等）	福岡市 市民局 防災・危機管理課	092-711-4056
●窓口照会システム（区域の関連規制情報） ●土砂災害等危険住宅移転支援関係	福岡市 住宅都市局 建築指導課	092-711-4573
●建築確認申請、建築物の構造規制（令 80 条の 3、告示 383 号）	福岡市 住宅都市局 建築審査課	092-733-5421
●都市計画法に基づく開発許可（特定開発行為の許可との関係等）	福岡市 住宅都市局 開発・建築調整課	092-711-4587

※福岡県へのお問い合わせは、内容や場所によって、福岡県土整備事務所（前原支所含む）、那珂県土整備事務所へ連絡していただく場合があります。